

国立大学法人の中期目標変更原案及び中期計画変更案について

国立大学法人の中期目標の変更について3法人の意見が、中期計画の変更について4法人の申請があった。それぞれの変更内容については以下のとおり。

1 政府出資による事業を推進するための目標・計画の変更 3法人

- 産業競争力強化法等の施行により認定特定研究成果活用支援事業者への出資が可能となったことに伴う目標・計画の変更 3法人（東北、京都、大阪）

2 新たな構想が具体化したこと等による計画の変更 1法人

- 重点的に取り組む新たな教育研究上の構想を具体化させる等の計画の変更 1法人（九州）

国立大学法人の中期目標変更原案・中期計画変更案について

1. 政府出資による事業を推進するための目標・計画の変更 3 法人

○ 産業競争力強化法等の施行により認定特定研究成果活用支援事業者への出資が可能となったことに伴う目標・計画の変更 3 法人

番号	大学名	変更区分	変更内容		変更理由
			変更前	変更案	
10	東北大学	目標	<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標 3 その他の目標 (3) 平成24年度補正予算(第1号)に関する目標</p> <p>① 平成24年度補正予算(第1号)による運営費交付金及び政府出資金を用いて、出資の際に示された条件を踏まえつつ、企業との共同研究を着実に実施することにより、研究成果の事業化を促進する。その際、事業の透明性を確保するとともに適切な進捗管理を図り、社会に対する説明責任を果たすため、外部有識者を含む委員会の設置や専門性を有する外部人材の配置などの体制整備等を図る。</p>	<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標 3 その他の目標 (3) 平成24年度補正予算(第1号)に関する目標</p> <p>① 平成24年度補正予算(第1号)による運営費交付金及び政府出資金を用いて、出資の際に示された条件を踏まえつつ、企業との共同研究を着実に実施することにより、研究成果の事業化を促進する。その際、事業の透明性を確保するとともに適切な進捗管理を図り、社会に対する説明責任を果たすため、外部有識者を含む委員会の設置や専門性を有する外部人材の配置などの体制整備等を図る。</p> <p><u>また、必要な体制を構築した上で、産業競争力強化法に基づく認定特定研究成果活用支援事業者に対して出資並びに人的及び技術的援助等の業務を行うことにより、大学における技術に関する研究成果の事業化及び教育研究活動の活性化を図る。</u></p>	<p>産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)の成立に伴い、同法に基づき認定特定研究成果活用支援事業者が実施する特定研究成果活用支援事業の実施に必要な資金の出資並びに人的及び技術的援助の業務を行うため。</p>
		計画	<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 3 その他の目標を達成するための措置 (3) 平成24年度補正予算(第1号)に関する目標を達成するための措置 ①-1 研究成果の事業化の促進</p> <p>□ 平成24年度補正予算(第1号)による運営費交付金及び政府出資金を用いて、事業化に向けた産学共同の研究開発を推進する。研究開発の実施にあたっては、予め、事業の目的などを定めた事業計画を策定するとともに、学外有識者を含む委員会の設置や専門性を有する外部人材の配置等により、外部からの専門的な視点を盛り込むなどの体制整備を図る。</p>	<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 3 その他の目標を達成するための措置 (3) 平成24年度補正予算(第1号)に関する目標を達成するための措置 ①-1 研究成果の事業化の促進</p> <p>□ 平成24年度補正予算(第1号)による運営費交付金及び政府出資金を用いて、事業化に向けた産学共同の研究開発を推進する。研究開発の実施にあたっては、予め、事業の目的などを定めた事業計画を策定するとともに、学外有識者を含む委員会の設置や専門性を有する外部人材の配置等により、外部からの専門的な視点を盛り込むなどの体制整備を図る。</p> <p><u>大学における技術に関する研究成果の事業化を図るとともに、事業化に知見を有する人材の育成や大学における教育研究活動の活性化を図るため、産業競争力強化法等の規定に基づき、特定研究成果活用支援事業を実施する株式会社を設立し、投資事業有限責任組合を組成させる。また、当該事業の円滑な遂行及び当該事業者に対するガバナンスに必要な学内体制を構築し、認定特定研究成果活用支援事業者等と適切に連携しつつ、当該事業者に対する必要な資金の出資並びに人的及び技術的援助の業務を着実に実施する。</u></p>	

番号	大学名	変更区分	変更内容		変更理由
			変更前	変更案	
52	京都大学	目標	<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標 3 その他の目標 (6) 平成24年度補正予算(第1号)に関する目標</p> <p>・平成24年度補正予算(第1号)による運営費交付金及び政府出資金を用いて、出資の際に示された条件を踏まえつつ、企業との共同研究を着実に実施することにより、研究成果の事業化を促進する。その際、事業の透明性を確保するとともに適切な進捗管理を図り、社会に対する説明責任を果たすため、外部有識者を含む委員会の設置や専門性を有する外部人材の配置などの体制整備等を図る。</p>	<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標 3 その他の目標 (6) 平成24年度補正予算(第1号)に関する目標</p> <p>・平成24年度補正予算(第1号)による運営費交付金及び政府出資金を用いて、出資の際に示された条件を踏まえつつ、企業との共同研究を着実に実施することにより、研究成果の事業化を促進する。その際、事業の透明性を確保するとともに適切な進捗管理を図り、社会に対する説明責任を果たすため、外部有識者を含む委員会の設置や専門性を有する外部人材の配置などの体制整備等を図る。</p> <p><u>また、必要な体制を構築した上で、産業競争力強化法に基づく認定特定研究成果活用支援事業者に対して出資並びに人的及び技術的援助等の業務を行うことにより、大学における技術に関する研究成果の事業化及び教育研究活動の活性化を図る。</u></p>	産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)の成立に伴い、同法に基づき認定特定研究成果活用支援事業者が実施する特定研究成果活用支援事業の実施に必要な資金の出資並びに人的及び技術的援助の業務を行うため。
		計画	<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 3 その他の目標を達成するための措置 (6) 平成24年度補正予算(第1号)に関する目標を達成するための措置</p> <p>・平成24年度補正予算(第1号)による運営費交付金及び政府出資金を用いて、事業化に向けた産学共同の研究開発を推進する。研究開発の実施にあたっては、予め、事業の目的などを定めた事業計画を策定するとともに、学外有識者を含む委員会の設置や専門性を有する外部人材の配置等により、外部からの専門的な視点を盛り込むなどの体制整備を図る。</p>	<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 3 その他の目標を達成するための措置 (6) 平成24年度補正予算(第1号)に関する目標を達成するための措置</p> <p>・平成24年度補正予算(第1号)による運営費交付金及び政府出資金を用いて、事業化に向けた産学共同の研究開発を推進する。研究開発の実施にあたっては、予め、事業の目的などを定めた事業計画を策定するとともに、学外有識者を含む委員会の設置や専門性を有する外部人材の配置等により、外部からの専門的な視点を盛り込むなどの体制整備を図る。</p> <p><u>大学における教育研究活動の活性化を図るとともに、大学における技術に関する研究成果の事業化を図るため、産業競争力強化法等の規定に基づき、特定研究成果活用支援事業を実施する株式会社を設立する。また、全学的な体制を構築し、認定特定研究成果活用支援事業者等と適切に連携しつつ、当該事業者に対する必要な資金の出資並びに人的及び技術的援助の業務を着実に実施する。</u></p>	

番号	大学名	変更区分	変更内容		変更理由
			変更前	変更案	
55	大阪大学	目標	<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標 3 その他の目標 (3) 平成24年度補正予算(第1号)に関する目標 (研究成果の事業化の促進)</p> <p>14. 平成24年度補正予算(第1号)による運営費交付金及び政府出資金を用いて、出資の際に示された条件を踏まえつつ、企業との共同研究を着実に実施することにより、研究成果の事業化を促進する。その際、事業の透明性を確保するとともに適切な進捗管理を図り、社会に対する説明責任を果たすため、外部有識者を含む委員会の設置や専門性を有する外部人材の配置などの体制整備等を図る。</p>	<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標 3 その他の目標 (3) 平成24年度補正予算(第1号)に関する目標 (研究成果の事業化の促進)</p> <p>14. 平成24年度補正予算(第1号)による運営費交付金及び政府出資金を用いて、出資の際に示された条件を踏まえつつ、企業との共同研究を着実に実施することにより、研究成果の事業化を促進する。その際、事業の透明性を確保するとともに適切な進捗管理を図り、社会に対する説明責任を果たすため、外部有識者を含む委員会の設置や専門性を有する外部人材の配置などの体制整備等を図る。 <u>また、必要な体制を構築した上で、産業競争力強化法に基づく認定特定研究成果活用支援事業者に対して出資並びに人的及び技術的援助等の業務を行うことにより、リサーチユニバーシティとして社会発展に寄与することを意図した大学における技術に関する研究成果の事業化及び教育研究活動の活性化を図る。</u></p>	産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)の成立に伴い、同法に基づき認定特定研究成果活用支援事業者が実施する特定研究成果活用支援事業の実施に必要な資金の出資並びに人的及び技術的援助の業務を行うため。
		計画	<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置 3 その他の目標を達成するための措置 (3) 平成24年度補正予算(第1号)に関する目標を達成するための措置 (研究成果の事業化の促進)</p> <p>14-1. 平成24年度補正予算(第1号)による運営費交付金及び政府出資金を用いて、事業化に向けた産学共同の研究開発を推進する。研究開発の実施にあたっては、予め、事業の目的などを定めた事業計画を策定するとともに、学外有識者を含む委員会の設置や専門性を有する外部人材の配置等により、外部からの専門的な視点を盛り込むなどの体制整備を図る。</p>	<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 3 その他の目標を達成するための措置 (3) 平成24年度補正予算(第1号)に関する目標を達成するための措置 (研究成果の事業化の促進)</p> <p>14-1. 平成24年度補正予算(第1号)による運営費交付金及び政府出資金を用いて、事業化に向けた産学共同の研究開発を推進する。研究開発の実施にあたっては、予め、事業の目的などを定めた事業計画を策定するとともに、学外有識者を含む委員会の設置や専門性を有する外部人材の配置等により、外部からの専門的な視点を盛り込むなどの体制整備を図る。 <u>社会発展に寄与することを意図した大学における技術に関する研究成果の事業化を図るとともに、事業化に知見を有する人材の育成や大学における教育研究活動の活性化を図るため、産業競争力強化法等の規定に基づき、特定研究成果活用支援事業を実施する株式会社を設立する。また、これまでの産学官連携を生かした全学的な体制を構築し、認定特定研究成果活用支援事業者等と適切に連携しつつ、当該事業者に対する必要な資金の出資並びに人的及び技術的支援の業務を着実に実施する。</u></p>	

2 新たな構想が具体化したこと等による計画の変更 1 法人

○ 重点的に取り組む新たな教育研究上の構想を具体化させる等の計画の変更 1 法人

番号	大学名	変更区分	変更内容		変更理由
			変更前	変更案	
73	九州大学	計画	<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>2 研究に関する目標を達成するための措置 (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置</p> <p>①研究水準・成果</p> <p>21-2. 本学の強み・特色を有する、エネルギー関連などの研究分野等において、マサチューセッツ工科大学等の世界トップレベルの大学から外国人研究者を招へいし、世界最高水準の国際共同研究を実施する。</p>	<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>2 研究に関する目標を達成するための措置 (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置</p> <p>①研究水準・成果</p> <p>21-2. 本学の強み・特色を有する、<u>世界トップレベル研究拠点であるカーボンニュートラル・エネルギー関連の研究分野等において、イリノイ大学等と連携し、最先端の研究を推進する。</u>併せて、エネルギー関連などの研究分野等において、マサチューセッツ工科大学等の世界トップレベルの大学から外国人研究者を招へいし、世界最高水準の国際共同研究を実施する。</p>	九州大学カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所では、更なる国際的研究環境の機能強化のため、平成26年5月末にイリノイ大学と大学間学術交流協定を締結し、連携体制の強化を図ることとした。このことから、当拠点の取組を中期計画に明確に位置付け、大学として重点的に取り組むエネルギー関連分野をより明確に記載するため。

2 新たな構想が具体化したこと等による計画の変更 1 法人

○ 重点的に取り組む新たな教育研究上の構想を具体化させる等の計画の変更 1 法人

番号	大学名	変更区分	変更内容		変更理由
			変更前	変更案	
73	九州大学	計画	<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>2 研究に関する目標を達成するための措置 (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置</p> <p>①研究水準・成果</p> <p>21-2. 本学の強み・特色を有する、エネルギー関連などの研究分野等において、マサチューセッツ工科大学等の世界トップレベルの大学から外国人研究者を招へいし、世界最高水準の国際共同研究を実施する。</p>	<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>2 研究に関する目標を達成するための措置 (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置</p> <p>①研究水準・成果</p> <p>21-2. 本学の強み・特色を有する、<u>世界トップレベル研究拠点であるカーボンニュートラル・エネルギー関連の研究分野等において、イリノイ大学等と連携し、最先端の研究を推進する。</u>併せて、エネルギー関連などの研究分野等において、マサチューセッツ工科大学等の世界トップレベルの大学から外国人研究者を招へいし、世界最高水準の国際共同研究を実施する。</p>	九州大学カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所では、更なる国際的研究環境の機能強化のため、平成26年5月末にイリノイ大学と大学間学術交流協定を締結し、連携体制の強化を図ることとした。このことから、当拠点の取組を中期計画に明確に位置付け、大学として重点的に取り組むエネルギー関連分野をより明確に記載するため。